

















番号	所在地	地区名	計画決定年月日	積算面積(ha)	用途地域(容積率、建坪率)		地区計画のねらい	地区計画の動因	地区施設	建築物等 ※2										土地の用途	築定年月日	法第112条の5	一口本の有無	運用の有無	地区促進計画の実施	備考
					従前	従後(現在)				用途	容積率HL%	建ぺい率HL%	敷地面積㎡	建築面積㎡	壁面位置	高さHL	形態	意匠	垣柵							
88	安曇野市	新田地区	950919	16.1 (16.1)	住居(200,60)	準住(200,60)	幹線道路の沿道において調和及び住環境の保全を図る。	建築物の用途の混在と建て結まり		● 2種類	● 60	● 40	● 200	● 道路1.5 隣地0.5	● 15 10	○ 建築物	●	950919	1	×	×					
89	安曇野市	光地区	980731	16.5 (16.5)		1住(200,60)	宅地開発を行う本地区を、快適でかつ調静な住宅区域と位置付け、建築物に一定の制限を加え、ゆとりある居住環境の形成を図る。	民間による住宅地造成	● 200				● 道路1.5 隣地1.0				980731	1	×	×						
90	安曇野市	穂高駅西地区	100417	5.9 (5.9)	1低(80,50) 1住(200,60)	1低(80,50) 1住(200,60)	快適でかつ調静な住宅区域と位置付け、建築物に一定の制限を加え、ゆとりある居住環境の形成を図る。	土地区画整理事業	● 240	● 60	● 40	● 240	● 道路1.5 隣地1.0	● 10	○ 屋根・壁面の色彩	●	100628	1	×	×						
91	安曇野市	新田東地区	110204 201210	9.4 (9.4)	1低(80,50) 1住(200,60)	2住(200,60)	建築物の用途に制限を加える事で、近隣の住環境に配慮した市街地の形成を目指す。	用途変更	●								110628	1	×	×						
92	大町市	若宮町地区	140630	9.0 (9.0)	工業(200,60)	準工業(200,60)	周辺の居住環境と工業の産業環境と調和した土地利用と、良好な市街地環境の形成と、また、豊かな北アルプスを背景とする自然景観の保全を目指す。	土地利用転換に伴う用途変更		○			○ 15			○ 緑化率6%以上			1	×	×					
93	須崎市	豊島地区	950330	8.0 (8.0)	無指定	1住(200,60)	住宅団地造成地の事業効果の維持・保全と、緑豊かな市街地の形成を図る。	宅地造成(市施工)	● 2種類	● 80	● 50	● 200	● 道路1.5 隣地1.0	● 10 12		●	960401	1	×	×						
94	須崎市	I・C周辺地区	990927	35.0 (35.0)	無指定	工業(200,60)	南五関口としての良好な環境を創出し、適切な市街地形成を図る。	流通業務団地の造成	1 0 0	●							990927	1	×	×						
95	須崎市	五関地区	171030	4.5 (4.5)	調整区域(100,60)	調整区域(100,60)	周辺環境との調和を図り豊かな自然と歴史、文化を育んだ良好な景観を保全し、須坂市の産業振興を図る。	民間による工業立地	2	● 100	● 60	● 8,000	○ 道路1.5	● 20	○ 建築物工作物	○	181213	2口	×	×						
96	須崎市	井上・福島地区	200709	52.3 (52.3)	調整区域(100,60)	調整区域(200,60)	地域経済を牽引する工業・物流・観光商業施設を集積し、須坂市の産業振興と広域交流の促進を図る。	民間によるものづくり産業施設、物流関連産業施設、観光客施設の立地	7 0 1 0	● 200	● 60		○ 道路1.5 臨時1.5 高さ10m 超える部分 道路10.0 隣地10.0	● 20 31	○ 建築物	○	200709	2イ	×	×						
97	須崎市	井上・九反田地区	220318	8.2 (8.2)	調整区域(100,60)	調整区域(100,60)	I・C周辺地区において既存の工業・物流関連とあわせて産業拠点を形成し、須坂市の産業振興を図る。	民間によるものづくり産業施設の立地	2 0 1 0	● 100	● 60		○ 道路1.5 臨時1.5 高さ10m 超える部分 道路10.0 隣地10.0	● 20	○ 建築物	○	220318	2イ	×	×						



